

育児・介護休業法に基づく 紛争解決援助制度がスタートします

施行日

平成21年9月30日 (調停制度は平成22年4月1日)

育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートします。雇用均等室では、労働者と会社との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行います。

援助の制度には、都道府県労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者等の専門家）による調停の2種類があります。

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の対象

育児休業制度

介護休業制度

子の看護休暇制度

時間外労働の制限

深夜業の制限

勤務時間の短縮等の措置

育児休業等を理由とする不利益取扱い

労働者の配置に関する配慮

対象者

紛争の当事者である男女労働者及び事業主の方

※当事者以外の方の申出は受けられません

※援助の対象となっている場合でも、裁判中や他の行政機関に相談中などの場合は制度を利用できない場合もあります。

都道府県労働局長による援助 (助言・指導・勧告)

簡易な手続きで行政機関に
迅速に解決してもらいたい

雇用均等室に援助をお申し出ください。お電話、お手紙(連絡先記載)でも結構です(申立書などの文書は必要ありません)。

雇用均等室が労働者と会社双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な助言などの援助を行います。

当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること(歩み寄り)により問題が解決!!

(平成22年4月1日スタート)

調停

公平、中立性の高い第三者機関に
援助してもらいたい

雇用均等室に調停申請書を提出してください。

調停委員が労働者と会社双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、調停委員が紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に勧告します。

当事者双方が調停案を受諾することにより、問題が解決!!



厚生労働省 都道府県労働局 雇用均等室

ひと、くらし、
みらいのために